

議案第 1 2 7 号

那須塩原市から大田原市公共下水道への区域外流入について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定により、次の公の施設の区域外流入について那須塩原市と協議をするため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津久井 富雄

- 1 施設の名称 北那須流域関連大田原公共下水道
- 2 流入場所 大田原第 4 処理分区
- 3 所在地 那須塩原市緑 1 丁目 8 番 5 2 2、8 番 5 3 8
- 4 使用条件
 - (1) 大田原市の「大田原市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱」を遵守し、別途大田原市下水道条例（昭和 5 7 年条例第 1 6 号）第 2 5 条に規定する物件設置許可を受けること。
 - (2) 関係法令に定められた申請に係る書類等は、大田原市建設水道部下水道課に提出すること。
 - (3) 下水道使用料算定のための水道使用量は、那須塩原市が大田原市に報告すること。
 - (4) 下水道使用料は、大田原市が徴収する。